

## ■ 報酬体系について

### 1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「年度報酬」及び「役員賞与（標準賞与）」、在任期間中の職務執行の対価として退任時に支払う「退任手当金」で構成されております。

#### (1) 報酬体系の概要

##### 【年度報酬及び役員賞与】

非常勤を含む全役員の年度報酬及び役員賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の役位に基づき年度報酬額及び役員賞与額（標準賞与額）の上限金額を当金庫の理事会において決定しております。

なお、標準賞与額につきましては、役付理事に対して経営責任を明確にするために計画利益の未達成率と同率を減額する基準を設けており、更にその未達成率が50%を超えた場合は、常勤の理事全員の全額を支給しないこととしております。

また、各監事の年度報酬及び役員賞与につきましては、監事の協議により決定しております。

##### 【退任手当金】

退任手当金につきましては、「役員退任手当金支給規程」に基づき在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退任手当金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法    b. 支払時期    c. 支払方法

#### (2) 平成29年度における対象役員に対する報酬等の支払総額（単位：百万円）

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	220

(注) 1. 対象役員に該当する理事は9名、監事は1名です（期中に退任した者を含む）。

2. 上記の内訳は、「年度報酬」151百万円、「役員賞与（標準賞与）」18百万円、「退任手当金」51百万円となっております。

「退任手当金」は、当年度中に支払った退任手当金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

#### (3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第3条第1項第3号及び第5号並びに第2項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

### 2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成29年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

なお、平成29年度においては、該当する会社はありませんでした。

3. 「同等額」は、平成29年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 平成29年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。